

特許業務法人  
清水・醍醐特許商標事務所

内外知的財産権ニュース

2021年10月

1. 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

「特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、以下のように施行日が決まりました。

☆特許料等の料金体系を見直し—施行期日:令和4年4月1日

\* 以下のように料金が見直されます(既報)。

| 項目            | 改定前金額       | 改定後金額               |
|---------------|-------------|---------------------|
| 商標登録料         | 区分数×28,200円 | 区分数× <b>32,900円</b> |
| 分納額(前期・後期支払分) | 区分数×16,400円 | 区分数× <b>17,200円</b> |
| 更新登録申請        | 区分数×38,800円 | 区分数× <b>43,600円</b> |
| 分納額(前期・後期支払分) | 区分数×22,600円 | 区分数× <b>22,800円</b> |

☆特許料等の支払方法について、口座振込等による予納—施行期日:令和3年10月1日

☆窓口でのクレジットカード支払等—施行期日:令和4年4月1日

(なお上記に伴い特許印紙による予納は将来的に廃止されるとのことで(廃止は2年後程度が想定されるとのことです。))

☆弁理士法改正関係:農林水産関連の知的財産権(植物の新品種・地理的表示)に関する相談等の業務について、弁理士を名乗って行うことができる業務として追加—施行期日:令和4年4月1日

(なお上記に伴い法人名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」と変更する必要があります。)

☆その他海外からの模倣品流入への規制強化(意匠法/商標法)に関する改正等は現在のところ施行日は最終決定されていません。

2. 米国の商標審決—Distributorの出願がフロードとして取り消された事例

株式会社フジ医療器(フジ)の米国におけるDistributorの会社のCEOが出願し、その後当該Distributorに譲渡された米国登録商標「FUJIIRYOKI」(指定商品:Massage apparatus; Massage chairs; Massaging apparatus for personal use(10類))がフロードであるとして取り消された審決が出されました。

フロードを立証するためには特許商標庁を欺く意図をもって出願人又は商標権者が知りながら虚偽の重大な表示を行なったということを立証しなければならず、一般的にはかなりハードルが高いと考えられています。しかし本件(使用に基づく出願)使用見本は取消審判請求人であるフジのものであって、単なるDistributorである当該商標権者は商標に関する権利を有してはなかったにも関わらず、自らが商標の所有者であると宣誓し、特許商標庁を欺いて権利を取得したと認定しました。

Distributorとの取引における商標管理の問題として参考になる審決のように思われます。

Fuji Medical Instruments Mfg. Co., Ltd. v. American Crocodile International Group, Inc.

(TTAB 2021)

以上